

基本構想の背景・目的及び位置付け

1 背景

仙台市（以下「本市」という。）では、今泉工場、葛岡工場及び松森工場の3工場で一般廃棄物の焼却処理を行っています。

このうち稼働年数が最も長い今泉工場は、昭和60年度(1985)に稼働を開始し、平成10年度(1998)からダイオキシン類の発生を抑制するために排ガス処理設備などを更新し、平成29年度(2017)からは、基幹的設備の改良工事を実施するなど、施設の長寿命化に取り組んでまいりました。基幹的設備改良工事は、工事完成後から10年程度延命することを目標に実施したものであり、建築物の老朽化程度や、他都市におけるごみ処理施設の更新状況を考慮すると、令和13年度(2031)には施設の建替えが必要となります。

また、焼却施設とほぼ同時期に稼働を開始した今泉粗大ごみ処理施設についても、設備の老朽化が進んでいることから建替える必要があります。

建替える場所については、現在の今泉工場がある場所は、ごみの排出量が多い市中心部から、放射状にほぼ均等に他の2工場とともに配置されており、収集車の運搬距離の短縮や交通量の分散など、コスト面やサービス面において効率的なごみ収集運搬が可能な配置となっていることや、現在の用地内で建替えに必要な面積を確保できることから、現地建替えを基本とします。

将来の安定的かつ効率的な処理体制の構築に向けて、一般廃棄物処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建替えに向けた基本構想（以下「本構想」という。）を策定することとしました。

2 目的

本構想は、今泉工場を建替えるための基本的な考え方や課題を整理し、施設整備の方針及び基本計画の検討方針を定めることを目的とします。

3 基本構想の位置付け

本構想は、本市一般廃棄物処理基本計画を上位計画とし、その他関連計画などとの整合を図りながら策定します。本構想を策定した後は、地域の特性や立地条件、法規制、最新の技術動向などを考慮した上で、新ごみ処理施設の処理方式や施設規模、環境保全計画、施設配置計画などを具体化する基本計画を策定します。

